

「平川市感染防止対策認証制度」

平川市では、飲食店等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、市が定める基準に基づき、感染防止対策を適切に実施する市内飲食店等を認証します。

対象者

飲食サービス業、タクシー業、自動車運転代行業に該当する業種を対象とします。認証基準は、食品衛生法の許可を受けた飲食店については県の認証基準に準じ、タクシー業及び運転代行業については市の認証基準となります。

要件

感染防止対策チェック項目(※別紙参照)をクリアし、次の要件を満たす方が対象です。

- (1) 申請日の前日までに開業していること
- (2) 市内に店舗又は事業所を置き、飲食店等を営む個人事業主又は法人であること
- (3) 現に事業を営み、かつ、今後も1年以上継続して事業を営む予定であること
- (4) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当する者でないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める施設ではないこと

申請流れ

必要書類を添えて申請書を提出してください。提出は持参または郵送となります。

～提出書類～

- 申請書(様式第1号)
- 営業許可証又は自動車運転代行業認定証の写し
- その他市長が必要と認めるもの



申請からおおよそ10日以内を目安に、感染防止対策チェック項目をクリアしているか店舗等を現地確認します。(市、商工会、食品衛生協会)



チェック項目を全てクリアしていれば、「平川市感染防止対策認証店舗」として認証し、「認証ステッカー」を交付します。

※感染防止対策に係るアクリル板等の備品の購入には、「あおもり飲食店感染防止対策認証制度」(県事業)を活用することができます。
なお、認証後も、不定期に確認を行います。

申請期限

認証を受けるには、**令和3年8月31日(火)まで**に申請してください。

申請・問合せ先

平川市役所経済部商工観光課 TEL:0172-44-1111(内線2182)
〒036-0242 平川市猿賀南田15-1